

平成31年(ワ)第597号 損害賠償請求事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

## 証拠説明書

2022年2月4日

名古屋地方裁判所民事第8部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 堀江哲史

ほか

号証	標目		作成日	作成者	立証趣旨
甲A 449	陳述書	写し	2020.6.10	ただし	同人の性的指向・セクシュアリティについて、同人が同性愛者であることで経験した困難及びその精神的苦痛、同人のパートナーとの共同生活が異性カップルのそれと変わらないこと等
甲A 450	陳述書	写し	2020.6.10	かつ	同人の性的指向・セクシュアリティについて、同人が同性愛者であることで経験した困難及びその精神的苦痛、同人のパートナーとの共同生活が異性カップルのそれと変わらないこと等
甲A 451	陳述書	写し	2020.11.25	大江千束	同人の性的指向・セクシュアリティについて、同人が同性愛者であることで経験した困難及びその精神的苦痛、同人のパートナーとの共同生活が異性カップルのそれと変わらないこと等
甲A 452	陳述書	写し	2020.11.25	小川葉子	同人の性的指向・セクシュアリティについて、同人が同性愛者であることで経験した困難及びその精神的苦痛、同人のパートナーとの共同生活が異性カップルのそれと変わらないこと等
甲A 453	陳述書	写し	2020.7.31	西川麻実	同人の性的指向・セクシュアリティについて、同人が同性愛者であることで経験した困難及びその精神的苦痛、同人のパートナーとの共同生活が異性カップルのそれと変わらないこと等

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第11回期日(20220215)提出の書面です。

甲A 454	陳述書	写し	2020.8.31	小野春	同人の性的指向・セクシュアリティについて、同人が同性愛者であることで経験した困難及びその精神的苦痛、同人のパートナーとの共同生活が異性カップルのそれと変わらないこと等
甲A 455	陳述書	写し	2020.6.19	伊藤悟	著者の性的マイノリティとしての体験及び同性婚の制度化を望む理由等
甲A 456	陳述書	写し	2020.9.30	井上ひとみ 瓜本淳子	同上
甲A 457	陳述書	写し	2021.3.10	宇佐美翔子	同上
甲A 458	陳述書	写し	2020.5.23	大塚隆史	同上
甲A 459	陳述書	写し	2020.8.28	金由梨	同上
甲A 460	陳述書	写し	2020.6.11	沢部一実	同上
甲A 461	陳述書	写し	2020.8.10	原ミナ汰	同上
甲A 462	陳述書	写し	2021.4.8	藤田博美	同上
甲A 463	陳述書	写し	2021.4.19	松本くみ	同上
甲A 464	陳述書	写し	2021.6.18	眞野豊	同上
甲A 465	陳述書	写し	2021.6.25	村木真紀	同上

甲A 466	ハフポスト 記事	写し	2020. 9. 28	ハフポスト	国勢調査では、異性パートナーの世帯員の続柄を「配偶者」と答えた場合、それが内縁・事実婚の関係であっても「夫婦」と集計されるのに対し、同性パートナーの世帯員を「配偶者」と答えても、「配偶者」ではなく「他の親族」として集計されてしまい、婚姻関係として数えられないことについて、性的少数者の権利向上を目指す各種団体が共同で同性カップルを調査対象として集計・発表するよう要望書を出したが、結局国から具体的な対応がなされることはなかったこと等。
甲A 467	論文「平等保護および政教分離の領域における『メッセージの害悪』」	写し	1996. 5. 20	安西文雄	本論文において、法律や政府の行為には「物的側面」、すなわち特定の属性の人々に対して権利利益が与えられない、という側面のみならず、「表現的側面」、すなわちその特定の属性の人々には劣等であるというスティグマを押し付けることにより心理的な害悪を蒙らせる側面があると指摘されていること等。
甲A 468	Yahoo! ニュースのコメント	写し	2019. 2. 14	Yahoo! ニュース	本訴訟の提起を初めて発表したのは2019（平成31）年1月21日であったところ、同報道が掲載されたヤフーニュース上のコメント欄には差別的コメントが乱立したこと等。
甲A 469	政治家による 差別発言一覧	写し	2020. 2. 3	弁護士加藤慶二、弁護士清水皓貴	一般市民よりも強い社会的影響力を持つ議員からも、相次いで同性愛者に対する差別的な発信がなされていること等。
甲A 470	東京新聞記事	写し	2020. 10. 3	東京新聞	東京都足立区議会定例会において、自民党所属の白石正輝区議会議員の差別的発言が物議を醸したこと等。
甲A 471	ハフポスト記事	写し	2020. 10. 29	ハフポスト	春日部市議会議員井上英治市議が、同市議会において差別的発言をしたこと等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第11回期日(20220215)提出の書面です。

甲A 472の 1	twitter	写し	2021.3.6	三重県議会 議員 小林 貴虎	三重県議会議員小林貴虎県議が自身のツイッターで差別的発言をしたこと等。
甲A 472の 2	twitter	写し	2021.3.7	三重県議会 議員 小林 貴虎	同上
甲A 473	東京新聞記事	写し	2021.4.5	東京新聞	小林貴虎県議が、自身に公開質問状を送ってきた男性カップルの氏名と住所を、本人に断りなくブログに公開したこと等。
甲A 474	ハフポスト記事	写し	2021.5.26	ハフポスト	自由民主党内にて開催された政務調査会内閣第一部会と性的指向・性自認に関する特命委員会との合同会議において、複数の議員から差別的発言がなされたこと等。
甲A 475	ネットニュース記事	写し	2022.1.19	毎日新聞	東京都荒川区の小坂英二区議が、同区が4月から同性パートナーシップ制度の導入を予定していることに反対する立場をとり、Twitterにおいて差別的発言をツイートしたこと。また、それに対し同性カップルの当事者らから批判の声が寄せられたこと等。
甲A 476	ウェブサイトページ	写し	2022.1.23	コスモポリタン	差別意識や偏見の発露、侮辱に日々さらされ続けるという継続的・累積的なストレスの重大さは、近年「マイクロアグレッション」という概念として注目されており、必ずしも加害の意図のない他者からの言動で、一つ一つを個別に見れば重大な被害とまでいえないような差別・偏見の発露であっても、それが日常生活の様々な場面で蓄積していくことで自己肯定感や社会への安心感の形成が阻害されたり、精神疾患の要因となるということが指摘されていること等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
 【リンクはご自由にお貼りください】  
 「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第11回期日(20220215)提出の書面です。

甲A 477	全国パートナーシップ制度共同調査	写し	2021. 12. 31	渋谷区	日本社会においても、同性愛者等であることを理由とする権利利益の制約や差別は許されないという認識が浸透しつつあり、2015（平成27）年11月に東京都渋谷区が初めて同性カップルに対するパートナーシップ制度を導入したのを皮切りに、全国各地の地方公共団体がこれに続き、2022（令和4）年1月4日現在では、147の地方公共団体がパートナーシップ制度を導入するに至っていること等。
甲A 478	同性婚に関する意識調査報告書	写し	2020. 4. 30	石田仁ほか	2019年12月に「結婚の自由をすべての人に - Marriage for All Japan -」が行った同性婚に関する意識調査において7割超が同性婚に賛成したこと等。
甲A 479	ハフポスト記事	写し	2020. 11. 30	ハフポスト	2019年に河口和也教授らの研究班が行った調査で、同性婚に賛成の意見が2015年に行われた同様の調査よりも13.6ポイント増加し、全体の64.8%であることが報告されたこと等。
甲A 480	朝日新聞デジタル記事	写し	2016. 8. 5	朝日新聞デジタル	2015年4月、一橋大学法科大学院の男子学生が同級生から同性愛者であることをLINEグループ上でアウティングされ、それを理由に投身自殺したという事態が起きたこと等。
甲A 481	意見書	写し	2021. 12. 20	鹿児島大学 准教授 大野友也	同性婚を認めないことが日本国憲法第14条1項後段で禁止する「性別に基づく差別」といえるため、厳格審査に服することとなり、同審査をもって同項に違反すること等。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】  
【リンクはご自由にお貼りください】  
「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋地裁)第11回期日(20220215)提出の書面です。

甲A 482	意見書	写し	2021.9.21	青山学院大 学法学部教 授 谷口洋 幸	国際人権法における家族に関する権利規定の存在とそれらの規定の解釈実践の展開に照らし、日本国憲法24条および13条の解釈について、同性カップルに関する法制度の構築に一定の国家裁量を認めるとしても、それはかなりの程度において制約されると解すべきであること等。
-----------	-----	----	-----------	------------------------------	---

以上